

令和5年度(2023年度)第3回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和5年(2023年)7月21日(金曜日)10時00分から11時20分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

3 出席者 環境審議会委員(12名)

篠原 亮太	会長	高宮 正之	副会長
阿部 淳	委員	川越 保徳	委員
柴田 祐	委員	宮瀬 美津子	委員
坂野 定則	委員	阪本 恵子	委員
澤 克彦	委員	宮園 由紀代	委員
茨木 いずみ	委員		

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲 委員

事務局(4名)

早野 貴志	環境局長	永田 努	環境推進部長
緒續 美智子	環境政策課副課長		

※オンライン参加

梶原 桂子 環境政策課長

4 欠席者 環境審議会委員(4名)

鳥居 修一	副会長	井寺 美穂	委員
中田 晴彦	委員	上迫 大介	委員

5 次第

(1) 開会

(2) 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

- ・自治体のスクリーニング
- ・地域区分(ゾーニング)について
- ・熊本市の地域区分(ゾーニング)

(3) その他

(4) 閉会

5 配布資料

次第

- 資料 1 自治体のスクリーニング
- 資料 2 地域区分（ゾーニング）について
- 資料 3 他県・市比較資料
- 資料 4 本市の地域区分（ゾーニング）（案）
- 資料 5 熊本市の対象事業の種類・規模要件及びスクリーニングの対象事業のイメージ（案）
- 参考資料 本市の地域特性と環境保全地域

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 16 名中 12 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【「(仮称) 熊本市環境影響評価条例」の制定について】

篠原 会長 「(仮称) 熊本市環境影響評価条例」の制定について、事務局から資料 1 の説明をお願いしたい。

(事務局 資料 1 説明)

篠原 会長 前回のおさらい的な内容である。何か質問はないか。

茨木 委員 事後調査とはどのような内容になるのか。

事務局 事後調査の内容について、環境影響評価の段階で、例えば保全対策をするに当たって、どれだけの効果が得られるのかが分からない場合に、実際に事業を開始した後

にどのような影響があったのかを改めて調査し、想定よりも環境影響があった場合は、改めて環境保全対策を講じるとか、そういった手続を踏むものである。

茨木 委員 事前調査と比べると、どの程度大変ではないのか。大変さの度合いが少しわからなかったので、もし分かれば教えていただきたい。

委託業者 事前調査のアセスを行う場合、規模にもよるが、数千万円、数億円という金額が発生する。その中で、影響が大きそうな項目や注意して経過を観察しておかないと自然環境が守られないとか、そういったものに着目して、工事中や供用後もモニタリングを続けて、影響がなかったかどうか確認をすることが事後調査の主な目的となる。例えば工事中に新たな影響が発生すれば、追加の保全措置を講じるとか、そういったことも含めて事後調査に含まれる。このため、シンプルにアセスを全てやるとなると、非常に時間と費用が発生する。そこで省略をして事後調査の中で要点だけを絞ってしっかり見ていく、きちんと報告し、問題があれば改善をしていくという手続のみをやるのであれば、事業の着工は早まり、作業ボリュームも小さくなる。

茨木 委員 それは、事前調査をやった場合に、注意すべき点が分かると思うが、事前調査がなくて事後調査だけするというときに、どこを重点に判断するのか。

委託業者 事前調査という段階では、既存資料の調査等々で重要種の位置、県への照会で、自然環境がある・なしといったところを判断されている。ここの省略事例でよく見ていただきたいのが、土地の造成事業等々で、既に人工改変地や自然環境がないということが明らかであれば、省略という判断になると思うが、山を1個切り開くような事業であれば、こちらの資料がなくても調査をなささいという命令が当然あってしかるべきかと思う。よって、全く何も調査をせずに判定手続をしてくださいというのは無く、事業、場所、立地にもよるが、基本的には既存資料で収集して、影響の有無をある程度、事業者側で判断し、その後にアセス手続きの判定をお願いするようになると認識している。

篠原 会長 私の理解によると、アセスというのは手順を踏んで、全ての項目をやって、全部やる。事後調査計画というのは、問題が発生しそうなところを重点的に見ており、それに対応していく。マニュアルに従って全てやるのと、重点的に問題のあるところだけをやっていくという、その違いではないかと思う。理解は間違っていないか。

委託業者 そのとおりである。

篠原 会長 アセスの項目を一通り実施するには大変なお金がかかる。問題があるかないか、確実に問題がないところもとにかくやらないといけないことが問題である。

阪本 委員 今後の方針のところ、スクリーニングの対象事業とあるが、熊本県は大体平均して全体で何件ぐらい、年間でどのくらいの申請があるのか。

委託業者 年間でばらつきはあるが、平成12年からこれまでに20～30件ほど。条例制定後から30件ほどである。

阪本 委員 年間平均して30件でよろしいか。

委託業者 平成12年以降の20年以上で30件ほどであり、年平均して1件程度である。強いて言うと、熊本市では3件だけである。そのうち条例アセスに該当するものは1～2件、法アセスに該当していたものが1件ある。

篠原 会長 他にないか。なければ、次に進んでよろしいか。

篠原 会長 次に、資料2から5までの地域区分（ゾーニング）について事務局から説明をお願いします。その後ご意見、ご質問をいただきたい。

（事務局 資料2から5説明）

篠原 会長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見はないか。

私から1つだけ質問してよろしいか。資料4の3ページ、県の地域区分（ゾーニング）について、1番目の森林地域で指定される事業は、道路事業だけが対象なのか。例えば、この地区に大規模な太陽光発電や開発を行う場合、対象事業にならないのか。

緒續 環境政策課副課長 現在の県条例の規定ということでよろしいか。

篠原 会長 はい。

緒續 環境政策課副課長 対象事業にはなっているが、より厳しい要件というのは道路事業にのみかけている。

篠原 会長 例えば干潟については、風力発電の開発の場合には、一応これは普通のところと同じように扱われるのか。この干潟地区だけが特別に厳しいのか。

早野 環境局長 最後に説明した資料5を見ていただくと、県の事業とその規模要件、ゾーニングを設定している地域があるが、篠原会長がおっしゃった1番の森林地域で特別に厳しくしているのは道路整備についてで、森林地域で特別に道路を造る場合は、この地域はこういう規制がかかる。例えば、7番の公有水面、干潟の場合は、面積をもう少し小さくしてアセスをしてもらうことになる。よって、この事業に対してどの地域を

選ぶのか、そういう話が今度出てくると思われる。今回、緑色で示している熊本市では何を対象事業とするのか。また、その中で、いろいろな他都市の事例があったが、1種・2種に分けるのか。その分けた中で、どのぐらいの規模要件とするのか。その中の事業に、県の事例があるが、全ての規模要件を全部当て込むのか。2種にした場合、2種の方ではそういう地域区分を充ててしまうのか。それとも、2種の中でも、この事業にはどの地域区分を入れた方がよいのかということ、次回は少し具体的な案をお示ししながら、それに対してご意見をいただいた方が委員の皆さまのイメージも湧くと思われる。

篠原 会長 委員の皆さま、ご質問等はないか。

川越 委員 今おっしゃったとおりで、多分全体像が出ないとこの審議は難しいと思う。

1点確認であるが、地下水保全地域をゾーニングの中で外すとおっしゃったが、逆に言うと、熊本市全域が県では既にこういう特別な地域に指定されているということは、今後、対象となる事業を考えていく中で、事業種類あるいは規模要件を考えると、その時点で既に全部にかかるのだから、県の今の条例の規模要件よりも、特定地域以前に厳しい要件をはじめからかけることも考えているのか。

緒續 環境政策課副課長 地下水保全地域については、例えば資料5の8番の土地区画整理事業は通常、面積50ヘクタール以上の場合が対象となるが、地下水保全地域は25ヘクタール以上でアセスが必要ということで規定されている。よって、熊本市の場合は、最初から25ヘクタール以上というのが熊本市の大前提の決まりということになると思う。

川越 委員 先ほど篠原会長もおっしゃっていたが、熊本県の場合はあくまで事業から考えている。まず事業ありきで、その事業に対して、どういうゾーニングが要るのか、ここの事業に対してはどうするという考え方、フローだと思う。熊本市の場合、例えばそれ以外の事業に関しても、全体的に厳しくするという事は考えていないということか。

緒續 環境政策課副課長 熊本市の場合は、篠原会長からの質問にもあったが、森林地域というのは、現在熊本県の条例では道路事業だけに厳しくされており、森林地域ではほかの事業を行うときは、通常の規模要件ということになっている。今後の熊本市の考え方として、保全すべき地域というのは今回、案として幾つか示したところで、資料で示した保全すべき地域と設定したところについては、全ての事業に対して規模要件を厳しくするなど、そういうことも考えられる。

川越 委員 もう一点だけ、今の話に関わるが、現在の熊本市のゾーニング案だと、8種類あることになる。この8種類を全て同じレベル、同じ程度の特定地域的なものと考える一方で、規模要件を考えたときに、その規模要件に対してこの8種類を全て特定地

域という括りにして規模要件を厳しくするということは考えられるのか。そうではなく、わざわざ8個に分けたのだったら、この規模要件に関してはこの事業、この規模要件に対しては8個のうち1つや3つに対してどうするということを考えているのか。どちらなのか。

早野 環境局長 どちらの案も考えてみたいと思う。現実的なのは、川越委員がおっしゃった後者のほうが一番現実的かと思うが、どのように規制をかけることが適切なのか。ただ、事業によってはこのゾーニングが当てはまらないようなところもあるかと思う。そういうものは除外するようになると思うが、そこはまた検討して、次回お示しさせていただきたい。

篠原 会長 他にないか。

阿部 委員 今の話に関連して、ゾーニングの話からは外れると思うが、事業を想定して、こういう事業のときは調査の対象になりますとしているが、こちらが想定していない、または条例に書かれていないような事業が出てきたときに、本当は問題があるが、アセスメントをさせることができないとならないようにする必要がある。資料5で、熊本県の1番から20番までこういう事業が対象になりますと挙がっているが、例えば5番目のところは発電所関係とあるが、太陽光パネルはフリーパスという話、あるいは原発だったらいいという話になりかねないと思う。また、18番のところは豚房施設とあるが、豚は駄目だが、牛とか鶏だったら別にフリーパスでいいという話になりそうである。そのために20番のその他の造成事業があるかもしれないが、20番のところは50ヘクタール、25ヘクタール以上だけが対象ということだから、そうすると発電でも、ここに挙がっていない発電だったらフリーパスになるということになりかねないので、その辺りのことはまた後日、議論されると思うが、そういう漏れが出ないような書き方をしておかないといけない、と感じた。

篠原 会長 私も同じように、あまり特定の事業を決め打ちしてしまうと、今後何が出てくるか分からないところをどうするかということもあるので、この条例の中にどのように組み込んでいくかということもひとつの考え方だと思う。ぜひ、漏れがないような工夫をしていただきたい。

それともう一つ、熊本市域は地下水保全地域に県条例で指定されている。それを除くと言われたが除くではなく、そのまま市条例でも適用されるということによろしかったか。

事務局 はい

篠原 会長 他にご質問等はあるか。

阿部 委員 今、篠原会長がおっしゃった地下水保全地域の話について、取りあえずはこれでいいと思うが、将来、例えば近隣の市町村と合併する話が出てこないとも限らないので、どこかに地下水保全地域のことは書いていないが、熊本市全域が適用されているからだと分かるように、何か申し送りをしていただくとか、条例のどこかにそういう注釈を入れておいていただく必要があるかなと思う。

宮瀬 委員 熊本県の地域区分（ゾーニング）、資料4の3ページで森林、干潟、地下水保全地域という区分けがされているが、干潟等の地域というのが有明海沿岸部となっている。一方、10ページの熊本市の地域区分（ゾーニング）案の中で、干潟も含むということになると思うが、緑川河口の地域の追加とあり、この場合は、干潟には当たらないかもしれないが、汽水域も含めて指定する必要性があるということで追加されているのか。もう1点、私は、汽水域も含めてこういった地域の環境、生態系、その他にも関連して守っていくことが大事だと思うが、この図では、白川の河口地域は特段記載がないが、熊本にはいろいろな河川が有明海につながっている部分があると思う。そういった河川の汽水域に近いような自然の豊かなところあたりは、どういうふうにこのゾーニングに含めていくのか。

緒續 環境政策課副課長 資料4の10ページの地図では、重要湿地を含めた場合に、緑川河口の地域が追加されるということで書いており、重要湿地というのがこの点々の枠で示しているところである。もし、重要湿地を熊本市として特に保全すべき地域に区分した場合は、この緑川河口の地域も追加され、また有明海、干潟等地域をもうちょっと広く取ったような形で、地域区分が適用されると考えている。

宮園 委員 環境という観点から見れば、どうしても守らなければ、守らなければ、となるので、特殊なゾーニングというのを増やしていくというのは、環境という視点から見たら私も大事だと思う。

その一方で、つくる事業者さん側からすると、熊本県に比べてゾーニングの数が熊本市は多い。私は消費者側なので、建てる側のところは疎いが、どういう根拠で事業者側、建設側に、熊本市としてこれだけ細かにゾーニングを行うというのを示されるのか。

緒續 環境政策課副課長 より保全すべき地域はないかということで、今回調査をした結果をご提示させていただいており、熊本市として特に保全すべき地域ということで抽出したところである。

早野 環境局長 今回、ゾーニング案として示しているが、先ほども説明したように、この事業には、この地域は充てたほうがいいだろうという、市民の皆様にも理解いただけるような説明が必要だと思う。なおかつ、その中においても、スクリーニングで手続きを簡略できるものもやる、一方では強化する、ということ案として検討していきたい。

澤 委員 今回の資料は、全体にゾーニングのほうに論点が集中しているので、最初の資料1の5ページに、国のスクリーニングは規模に応じて2種類あり、それから一定の規模要件以下は、不要と判定される場合があり、ある程度経済的な発展やまちづくりのビジョンというものを担保しましょうというところ。どの段階でゾーニングというのが狭めるのか広げるのか、どちら側で設定されるのかというのが、つかみ切れていないので、狭める意味での恐らくゾーニングということがあれば、ある程度この地域は、横浜のようにどんどんビルを建てて容積率を高めて、まちの発展の姿を出そうと。一方で、熊本なら、お城があって景観的なところもあるので、環境のあり様とまちづくりのあり様のビジョンというか狙いというものをどう示そうとするのかは、恐らく今回以降の議論だと思う。デリケートな話も多いでしょうし、環境部署以外の経済観光開発部門の中でのご意見や考え方というものも、我々は意識しながら論点を図っていかなくてはいけないということをしごく意識したところであり、それは熊本のまちづくりがどうありたいかということとしごく直結すると思う。

資料5のこの表にしたときに、何となくスクリーニング全体がもう少し大きくて、その中のゾーニングでももう少し絞り込んだ議論をするのかな、という勝手なベン図のイメージを持った。そのあたりが多分委員の皆さんの認識の中でちょっとずつギャップがあるところで、ここは意見を出して、映像化していくところはあると思うが、そのあたりを少しもう一段解像度を上げていく必要がある、と思ったところである。

篠原 会長 重要な部分をいろいろ指摘されたが、事務局、コメントはあるか。

早野 環境局長 私どもは、現在、環境局でこういう考えを示しているが、庁内にはいろんな局がある。例えば、経済や都市局などとまず意見を交わしながら、うちだけの考えではなく、まちづくりの方向性とかもあるので、そういうものも含めながら、次回、案を検討したものをご提示できればと考えている。

篠原 会長 まちづくりの話が出てきたが、柴田委員、ご意見等はあるか。

柴田 委員 今、澤委員のおっしゃっていた、このベン図はどっちが大きいかというのは、確かに大きな問題だと思う。どっちがどう考えたらいいだろうということを今ずっと考えていたが、確かに結構重要な問題である。

環境影響評価は、規制ではなくて、本当は影響を評価して対策を取るという制度というのは前回で私も理解を改めたが、そう考えると、規模要件をどこで設定するか、結構理論武装は難しいと思う。例えば、太陽光パネルが森林のところで造られるため、林地開発許可という制度は、今まで1ヘクタールだったものが5,000平米まで規制が強化された。それより大きいものは許可が必要になったが、かといって影響があるものは5,000でもある可能性もあるし、2ヘクタール、3ヘクタール大きくてもない場合もあり得るため、一概に面積や要件を決めにくいというのがしごく影響評価で難しいと

思っている。そこでこのゾーニングとスクリーニングの組合せで考えると、スクリーニングの方とセットで考えながら議論していかないと、今の経済やまちづくりの部分とうまく議論がかみ合っていないと思う。ベン図の議論はセットで考えるのが重要であると感じた。

篠原 会長 事務局が次に出してくる資料はどういうものになるのか、私たちは興味深いところである。

川越 委員 このベン図が重要ということは分かるが、私は少し意見が違う。規模は確かにセットで考えないといけないが、まずは事業だと思う。ゾーニングは、結構法律とか条例に則って決めていかざるを得ないところがある。事業というのは、そういう根拠がないので、例えば県がこういうことをやっている、さらにそれに加えるのかどうかというときに、何をもちえてそういう事業を新たに付け加えるのかと、まずこれは難しい。その次に考えるべきことは、これは環境の問題なので、確かにまちづくり云々はあるが、まずはゾーニングだと思う。要は事業とゾーニングというもので、こういう事業に対しては、少なくともアセスをする。その上でゾーニングというものでさらに拡大したりすることを考えないといけないのかということで、ゾーニングという特定地域を考える。そこで初めて、次にスクリーニングという、要は、ベン図の範囲云々というよりも、段階として、事業、ゾーニング、そしてそのときに規模要件の話が出てくるので、県よりも絶対に厳しくせざるを得ないということになると思う。厳しくするというときに初めてスクリーニングという話を持ってくるというように、フローはあくまでそのフローで行かないと、これは混乱するばかりなので、スクリーニングは最後だと思う。最初の議論でスクリーニングが出てきたので、かえってややこしくなっており、アセスの対象事業、ゾーニング、そして規模要件や条件を考えると、スクリーニングというものをかけていくというように、そちらを大事に考えないと、これは混乱すると思う。

篠原 会長 今後のアセス全体のコンセプトをもう少しきちんと考えて、熊本市はこうやるというのがないと、今の話みたいにふらつきが出てくると思う。時間がかかると思うが、いろいろ思索、模索していただきたい。

他にご意見等はないか。

高宮 委員 私はスクリーニングしていくのはいいことだと思っている。最終的には今、川越委員がおっしゃったように、いろんなゾーニングを決めた後に、本当にスクリーニングするかどうかを検討すればいいと思う。

表現方法について、資料4の4ページ、②の動植物生態系とあるが、生態系には生物も入るので、生態系全体の種と、幾つかのポイントになるような貴重な動植物という意味でつけていると思う。そこで困ると思ったのが、参考資料の4ページの熊本市加勢川の藻類という項目があるが、藻類は現在、植物ではない。藻類は植物から全部外れており、現在、熊本県のいろいろなレッドリストを作っている会議にも出ているが、そこで

も問題になっており、希少動植物と言ってしまうと、藻類が外れてしまう。よって、動植物生態系ではなく、“生物種”生態系という表現にしたほうが問題がないと思う。

例えば熊本県ではキノコは対象にしていないが、環境省や福岡県はキノコも希少植物に入れている。そうすると、明らかに生物としないとおかしくなり、動植物ではなくなってしまうので、これは表現を考えていただきたい。

また、②の下の説明で、ハマグリ、キタミソウなどの植物、干潟や湿地の植物とあるが、この表現では、何となくキタミソウが干潟に生えているような印象を受けてしまう。しかし、キタミソウは江津湖周辺にしかないので、例えば“干潟のハマグリや湿地のキタミソウなどの希少な動植物の豊かな生態系”というような表現にすればいいと思う。よって、そのような表現を考えていただきたい。

篠原 会長 言葉の使い方を正確にしていきたいと思う。

宮瀬 委員 先ほど川越委員のほうから、事業の種類と規模、特定の地域をどうするかというのをセットで考えていく必要があるとおっしゃったときに思い出したのが、熊本でかつての民間事業者の廃棄物処理場である。恐らく県の条例では引っかかってこないが、地域住民からすごい反対運動が出た案件があった。つい最近も、熊本市ではないが、県のところに最終処分場を造るというときに、影響が多岐に及んでしまう、ちょうど県境だったために大きな問題になり、最終的には取りやめ、一応保留になっている。そのようなときにこのゾーニング、事業の種類、規模感みたいなところが、今後の市から提案されるようなプランの中に、具体的に地域で起こった、これまでのいろんな問題となるような案件がカバーできるのかという視点でも取り上げていただくといいと思う。規模は小さくても、重大な問題、後に影響を残すものもあったりする。以前豊島、直島に見学に行ったこともあったが、何十年も取り返しのつかない問題も起こっているの、そのような過去の失敗事例といいますか、そのときにアセスがきちんとかかっていたらよかった事例もある。何ヘクタールというような基準があるが、規模感がよく分からなくて、例えば大規模なショッピングモールというときには、大体どれぐらいの規模感なのか、国や県の基準の中で、ひょっとしたら国や県も見直さなければいけないようなところも出てきているのではないかなとも思う。特に地下水などは、熊本はどちらかというと市内のほうは恩恵を被るほうで、もうちょっと広域に規模感、適切なのかということも考えていく必要があるのではないかと考える。

篠原 会長 今、県の話が出てきたが、坂野委員、何かコメントはあるか。

坂野 委員 ただ今、宮瀬委員から、国、県でも見直すべきところがあるのではないかなというご意見をいただいた。前回の会議でも、篠原会長から、スクリーニングについて県も検討してみてもどうかというお話をいただいている。そこで、前回の会議後に市の担当者の方から県の担当課にご説明いただいて、県の方でも、スクリーニングの導入については、まさに検討を始めたところ。

また、今お話がありましたように、検討市と協議している中でも、制度論として、本日も他自治体のいろいろな事例、制度設計の事例をご紹介いただいているが、そのうち、どれを取るかという話については、実際にどのような施設をどうしたいのか、実態論の部分がある程度ないと、なかなか制度論だけで、こういうやり方もありますよというだけでは、なかなか判断しようがないという話をしている。ある程度具体的なイメージを、これは詳細をきちっと示す必要はないと思うが、ある程度のイメージは持っておいた方が、議論が収束するのではないかと感じた。

篠原 会長 スクリーニングの導入については、引き続き、県で検討をよろしく願います。

張委員、何かご意見等はあるか。

張 委員 簡単な確認をさせていただきたい。今後の方針と関わっているところで、事業要件と規模要件は、これからいろいろ検討するところだが、例えば県と同じような埋立てや干潟そういうところの県の基準をそのまま使ってもいいと思う。しかし、県の基準はその要件をつくるときに、根拠は何なのか、事務局の方では把握されているのか。例えば、埋立てなら25ヘクタール以上、干潟なら5ヘクタール以上というような要件を書いているので、何故5ヘクタール以上が対象になっているのかについて、事務局は把握できているのか。情報があれば教えてほしい。

篠原 会長 事務局、坂野委員、何かコメントはあるか。

坂野 委員 県の条例について、他の都道府県も大体同じような条例を作っているが、概ね国の第1種事業の基準の大体半分くらいの長さとか大きさになっている。基準としては、それぐらい厳しくする、対象を広げるという意味合いでやっている。国の基準がベースにあって、県の条例の基準も決まっているもの。

張 委員 私が気になることは、厳しくするか、あるいはそのままなのか。熊本市が要件を定めるときに、理由・根拠は何なのか。今後審議するとき、そこをある程度はつきり示したらと思う。難しいところがあると思うが、基準をつくる。その要件をつくるときに、どのような根拠でそういう基準を定めるのかは、今後検討するとき少し情報があるほうがいいと思う。

篠原 会長 事務局、コメントはあるか。

緒續 環境政策課副課長 次回、対象事業と規模要件をお示しできればということで準備しているので、その根拠についても、例えば坂野委員から、熊本県の場合はこういう考えで決めているということでご説明いただいたが、熊本市としても根拠を持って説明できるように準備したい。

篠原 会長 本日は、全体的に勉強会という感じになった。情報がたくさんあれば、皆さんの理解が進むと思ったが、返って何か混乱したところもある。情報が有り過ぎて、まとまりがつかないという感じがあるが、アセス条例というのはものすごく複雑に出来上がっているの、ゾーニングやスクリーニング、新しく出てきたものをどう入れているか、新しい展開の条例化である。そのため、普通の基本条例みたいなものではないので、大変時間がかかると思う。

次回までには事業要件と規模要件、それについてある程度出していただくということなので、また議論していただきたいと思う。

終 了

篠原 会長 では、本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和5年度第3回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返しする。

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

また、第4回環境審議会については、別途ご連絡する。

以 上